

東京都花粉症対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずるため、東京都花粉症対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項を調査検討し、その結果を福祉保健局健康危機管理担当局長に報告する。

- (1) 花粉症に係る基礎的研究に関すること。
- (2) 花粉症に係る実態調査の手法に関すること。
- (3) 花粉症に係る予防・治療方法に関すること。
- (4) 花粉症に係る保健指導に関すること。
- (5) その他花粉症対策の推進に関すること。

(組織)

第3 委員会は、花粉症及び花粉に関する学識経験を有する者のうちから、福祉保健局健康危機管理担当局長が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び権限)

第5 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第6 福祉保健局健康危機管理担当局長は、専門の事項を検討するため必要があるとき、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから福祉保健局健康危機管理担当局長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その選任及び職務等は、第5（会長及び権限）に準ずるものとする。

(招集)

第7 委員会及び部会は、福祉保健局健康危機管理担当局長が招集する。

(関係者の出席)

第8 会長は、必要に応じて委員会及び部会に、その都度関係者を出席させることができる。

(会議録等の取扱い)

第9 委員会並びに部会の会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長（部会にあつては部会長。以下同じ。）又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第10 委員会及び部会の庶務は、健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。